

労務通信

2015.4月号

「マイナンバー制度」対応で必要となる準備事項とは？



◆来年1月から番号利用がスタート

今年10月からマイナンバー（個人番号）の市区町村から全国民への通知が開始され、来年1月からはマイナンバーの利用が始まります。日本経団連では、3月9日に「マイナンバー制度への対応準備のお願い」という文書を発表し、主な準備事項を示しました。今月号は制度開始に向けて企業が取り組むべき事項について上記文書を取り上げます。

◆必要となる準備事項：一般社団法人 日本経済団体連合会より

1. 対象業務の洗い出し

- (1) マイナンバーの記載が必要な書類の確認
 - 給与所得の源泉徴収票、支払調書等の税務関係書類
 - 健康保険・厚生年金保険、雇用保険関係書類
- (2) マイナンバー収集対象者の洗い出し
 - 従業員等（従業員に加えて役員やパート・アルバイトを含む）とその扶養家族
 - 報酬（講師謝礼、出演料等）の支払先
 - 不動産使用料の支払先
 - 配当等の支払先

2. 対処方針の検討

- (1) 組織体制の整備
- (2) 社内規程の見直し
- (3) 担当部門・担当者の明確化等
- (4) 身元（実在）確認・番号確認方法に係る検討、明確化等
- (5) 物理的安全管理措置の検討（区域管理、漏えい防止等）
- (6) 収集スケジュールの策定

3. マイナンバー収集対象者への周知

- (1) 収集までのスケジュールの提示（収集開始時期等の確定）
- (2) 教育・研修
- (3) 利用目的の確定・提示

4. 関連システムの改修（自社にてシステム構築を行っている場合）

- (1) 人事給与システム
- (2) 健康保険組合システム

5. 委託先・再委託先の監督等

- (1) 委託先の選定
- (2) 必要かつ適切な監督を行うための契約の締結（取扱い状況を把握する方法を含む）

また、マイナンバー（社会保障・税番号）制度について内閣府（内閣官房）のホームページや関係省庁の特設サイトで情報が掲載されておりますのでご参照ください。

- ◆内閣官房：<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- ◆国税庁：<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/>
- ◆厚生労働省：<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>

法改正情報

◆平成 27 年度の協会けんぽの保険料率が改定されます（4 月分<5 月納付分>より）。

平成 27 年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率が、例年より 1 ヶ月遅れて 4 月分（5 月納付分）からの適用となります。広島県（広島支部）においては、健康保険料率は 10.03%と据え置きとなっております。また、介護保険料率については 1.58%と引き下げとなっております。

◆在職老齢年金の支給停止調整額が「47 万円」に（平成 27 年 4 月より）。

在職中の方でも年金（在職老齢年金）が受けられますが、年金額や給与に応じて年金額が支給停止されます。この支給停止額に用いる基準額が 4 月から「47 万円」に改定されます。前年度は「46 万円」でしたので、4 月以降、支給調整の対象になる方は年金額に変更が生じます。受給開始を迎える方、また現在受給されている方は要注意です。

事務所よりひとこと

◆マイナンバー制度の広報が始まりました！

「マイナンバーっていったい何?」「言葉は聞いたことあるけど・・・」一般的にはまだそのような認識だと思いますが、法律上はすでに動いており、国会では「マイナンバー法改正案」が提出され、マイナンバー制度の適用範囲が広がる予定です。このマイナンバー制度により、民間事業主も税関係、社会保険関係の手続の際に従業員のマイナンバー（＝個人番号）を取り扱うこととなります。今年の 10 月から国民一人一人にマイナンバーが通知されますので、来年の 1 月以降の手続に備えて事業主様は従業員・その扶養家族の情報を収集し、従業員等のマイナンバーの管理を行っていく必要があります。

各種届出の際、マイナンバーの記載が必要な書類として社会保険では、資格取得届、被扶養者（異動）届等があり、現在様式変更が検討されています。今後の広報に注目して早めの対策が必要です。